

福岡市商店街空き店舗等再生事業助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商店街等が地元経済団体などとともに地域と一体となって商店街等の空き店舗等の有効活用を図るため商店街空き店舗再生協議会を設置し、商店街等内又はその近隣において空き店舗等を借り上げる者への助成について必要な事項を定め、商店街のにぎわいづくりを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街等
本市内の商店街及びその連合体であって、かつ、福岡市中小企業振興条例（昭和48年福岡市条例第21号）第2条第2号に規定する協同組合等に該当するものをいう。
- (2) 土地等
土地及びこれに付属する工作物（附属設備を含む。）をいう。
- (3) 空き店舗等
空き店舗及び土地等をいう。
- (4) 商店街空き店舗再生協議会
商店街等、福岡商工会議所、商店街内の空き店舗の賃貸人（店舗の賃貸について仲介を行う宅地建物取引業者、その他の者を代理人とする場合は、当該代理人を含む。以下「賃貸人等」という。）、地域の団体その他第1条の目的を達成するために必要な者として商店街組合等が認めた者で構成する協議会（以下「協議会」という。）をいう。
- (5) 新規出店者
事業者であって、協議会が指定する業種を行う者をいう。
- (6) 賃貸借契約等
新規出店者と賃貸人との間で締結される空き店舗等の賃貸借契約をいう。
- (7) 工事費
空き店舗等の利用開始時に必要となる改装費、設備費及び工事費をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 商店街等
- (2) 新規出店者

(助成対象事業)

第4条 この要綱に基づき助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、協議会が指定する空き店舗等の賃貸人等と新規出店者が一年以上の賃貸借契約等を締結し、少なくとも1月に15日以上営業を行う事業とする。

- 2 この要綱以外の本市の制度に基づく助成金の交付を受けて実施する事業については、助成の対象としない。ただし、「福岡市商店街活力アップ支援事業助成金交付要綱」に基づく事業は除く。
- 3 協議会が入居を希望する業種等を指定した日から起算して6月の期間が満了する日の属する月の末日後に当該事業に係る店舗での営業が開始される場合には、当該事業は助成の対象としない。ただし、新規出店者の責に帰することができない事由により事業の開始が遅延する場合は、別途市長が指定する期間とすることができる。

(転貸の禁止)

第5条 前条第1項の事業において、空き店舗等を転貸してはならない。ただし、商店街のにぎわいづくりを促進するために市長が必要と認めた場合には、空き店舗等の一部を転貸して行うことができる。

(助成対象経費)

第6条 助成の対象となる経費は、第4条に規定する事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 賃借料（賃貸部分の使用の対価として定期的に徴収される金銭をいい、土地等に定着する機器等のリース代に係る経費を含む。）
 - (2) 共益費（共用部分の維持管理及び運営の経費に充当する目的で定期的に徴収される金銭をいい、アーケードの維持管理費を含む。）
 - (3) 工事費
- 2 前項の助成の対象となる経費は、国又は県の空き店舗活用に係る補助事業により交付決定を受けた事業を助成の対象とすることができる。

(賃借料の助成期間)

第7条 賃借料及び共益費にかかる助成期間は、助成を開始する日（当該事業に係る店舗での営業を開始した日とする。）の属する月から起算して36月目の月の末日までの間において、市長が認める期間とする。

(助成金の額)

第8条 助成対象者に対する助成金の額は、助成対象経費の2分の1以下で、別表1に掲げる額を限度とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

2 賃借料及び共益費に係る助成金は、前項に基づき月毎に算出する。

3 前2項の規定により算出した助成金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てる。

4 前条に規定する助成期間において、本市の制度に基づく助成金以外の助成金（以下「本市以外助成金」という。）の交付を受けた場合の助成対象経費は、本市の助成対象経費から当該本市以外助成金に係る助成金額を控除した額とする。

5 空き店舗等の賃借料及び共益費に係る助成金の額は、空き店舗の転貸又は土地等の運用により得られる収入がある場合にあっては、第1項から前項までの規定により算出した額から当該収入に係る額を控除した額とする。

(助成金の交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「助成申請者」という。）は、毎年度市長が指定する日までに、福岡市商店街空き店舗等再生事業助成金交付申請書（様式第1号）及び添付書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、提出期限を延長することができる。

(助成金の交付決定)

第10条 市長は前条の規定により福岡市商店街空き店舗等再生事業助成金交付申請書（様式第1号）及び添付書類を受理した場合には、別に定める審査要領に基づき審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、福岡市商店街空き店舗等再生事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は前項の決定に条件を付すことができる。

(事業計画の変更)

第11条 前条第1項の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、第9条に規定する福岡市商店街空き店舗等再生事業助成金交付申請書（様式第1号）及び添付書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ福岡市商店街空き店舗等再生事業実施計画変更申請書（様式第3号）及び市長が必要と認める書類を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(交付の時期)

第12条 第8条に定める助成金の交付を行う時期は、賃借料及び共益費においては各年度毎に第7条に定める助成期間にかかる助成事業が完了したことを確認した後とする。ただし、当該事業の完了前であっても、助成事業者が一定の期間の賃借料及び共益費の支払いを終了し賃借対象物が助成金交付申請時の目的に沿って活用されていると認められる場合において、市長が適当と認めるときは、分割して月毎又は四半期毎に助成金を交付することができる。

2 工事費においては、工事が完了し、助成金交付申請時の目的に沿った利用開始を市が確認した後とする。

(事業完了届の提出)

第13条 助成事業者が助成事業を完了したとき又は前条第1項ただし書の賃借期間が経過し助成金を請求するときは、速やかに福岡市商店街空き店舗等再生事業（一部）完了届（様式第4号）及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第14条 市長は、前条の完了届を受理したときは、助成事業の実施状況及びこれに係る経費の支出が適正であると認められるものに対し、交付すべき助成金の額を確定し、福岡市商店街空き店舗等再生事業助成金（一部）交付確定通知書（様式第5号）により、交付対象者に通知するものとする。

(報告等)

第15条 市長は、助成事業者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査若しくは指示を行うことができる。

(財産の管理)

- 第16条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）については、当該事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 2 助成事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「補助金規則」という。）第22条の規定により同条第2号に掲げるものについて市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 2 補助金規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 助成事業者は、前項の期間内に助成金の交付の目的に反して取得財産等を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する処分しようとする時は、福岡市商店街空き店舗等再生事業助成金による取得財産の処分申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、助成事業者が助成金の交付の目的に反して取得財産等を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(暴力団の排除)

- 第18条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、助成金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）
- (2) 法人その他の団体であって、その役員が暴力団等である者
- (3) 暴力団等と密接な関係を有する者
- 3 市長は、助成事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、助成金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行なうため、助成申請者又は助成事業者に対し当該申請に関し警察への照会確認を行なうため、助成申請者又は助成事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(交付の取り消し等)

- 第19条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。
- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき
- (2) 法令もしくはこの要綱に違反したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付を行うことを不相当と認めたとき

(雑則)

- 第20条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 2 平成22年度に「福岡市商店街空き店舗等活用事業助成要綱（平成16年4月1日施行）」第10条に定める「福岡市商店街空き店舗等活用事業助成金交付決定通知書（様式第2号）」の交付を受けて同要綱第4条に定める助成対象事業を実施していた者は第2条第6号に定める「新規出店者」と、当該事業は第4条に定める「助成対象事業」と、同要綱第7条により認定された助成開始月を第7条に定める助成開始月とみなして、改正後の要綱の規定を適用する。

(経過措置)

- 1 改正後のこの要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 改正後のこの要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、第 19 条の規定により助成金の交付を受けた助成事業者が市に返還しなければならない義務を負う場合にあつては、当該義務が履行されるまでの間、当該助成事業者に対しては、なお、その効力を有するものとする。

別表 1 (第 6 条第 1 項関係)

助成対象経費	対 象 期 間	補助金限度額
①賃借料及び共 益費	1 ヲ月～1 2 ヲ月	5 万円／月
	1 3 ヲ月～2 4 ヲ月	4 万円／月
	2 5 ヲ月～3 6 ヲ月	3 万円／月
②工事費		5 0 万円